



パトロール斐川



不法滞在・不法就労防止
皆様のご理解とご協力をお願いします!!

～外国人を雇用する事業者の皆様へ～

外国人を雇用する際は、必ず確認してください

1. 在留カードの有無の確認

特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則就労することはできません。

2. 「就労制限の有無」欄(在留カード表面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載がある場合は、原則雇用できません。

3. 「資格外活動許可」欄(在留カード裏面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載があっても、裏面の「資格外活動許可」欄に「許可」の記載がある場合は、就労することができます。

※就労時間や就労場所に制限あり

注意!!Caution!!

外国人を不法就労させるなどした場合は、事業主も処罰の対象となります。

また、不法就労と知らなくても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は処罰されます。

不法就労助長罪
「3年以下の懲役・300万円以下の罰金」



覚醒剤等薬物乱用の防止



まんが 柏原コッコ

～警察官B(大学卒・高校卒業程度)採用試験～

受付申込期間：5月18日(月)～6月17日(水)

○第1次試験 6月30日(火)～7月13日(月)

※SPI3テストセンター方式

○第2次試験 8月19日(水)～8月21日(金)

のうち指定する日

○最終合格発表 9月11日(金)※予定

※詳細は受験案内・島根県警察本部ホームページをご覧ください

